

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十三第一項の規定によ
って、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定を取り消した。

平成二十九年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事 業所		取消年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	
キッズアカデ ミー株式会社	東広島市西条昭和 町一七一	うさぎとかめ	東広島市西条昭 和町一七一	平成二九年 一月二三日